

平成 26 年度 災害復旧資金融資の案内

(平成 12 年 6 月 26 日三宅島火山活動災害)

1 目的

平成 12 年 6 月 26 日に災害救助法が適用された三宅島火山活動により損失を受けた中小企業者に対して、その復旧に要する資金を長期かつ低利で融資することにより、経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次の(1)から(6)を全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 発災時点において三宅島で保証協会の保証対象業種に属する同一事業を 1 年以上営み、三宅島に帰島して事業を再開すること。
- (3) 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けていること。
- (4) 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- (5) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- (6) 平成 12 年 6 月 26 日に災害救助法が適用された三宅島火山活動による損失について三宅村長が発行する「り災証明書」の交付を受けたこと。

3 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	1 企業（組合）一災害につき 8,000 万円。今回既往借入と一本化する場合、借換対象の融資は、保証協会の保証付融資に限る。
融資期間	運転資金 1 年以上 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。） 設備資金 1 年以上 15 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年）	責任共有利率 固定金利 1.7% 全部保証利率 固定金利 1.5%
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）とする。
融資形式	証書貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。
保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。
物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が 8,000 万円以下の場合は原則として無担保とする。

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで。

(2) 融資あっ旋申込受付機関

- ア 三宅村商工会
- イ 東京都三宅支庁産業課
- ウ 東京信用保証協会
- エ 東京都産業労働局金融部金融課

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
信用保証委託申込書 (※)	各1部
信用保証委託契約書 (※)	
個人情報取扱に関する同意書 (※)	2部
印鑑証明書 (申込人及び連帯保証人のもの)	各1部
商業登記簿謄本 (法人の場合)	
確定申告書 (決算書) の写し (原則直近2期分)	2部
納税証明書 (法人税<その1> (個人事業者の場合は所得税) 又は事業税)	各1部
三宅村長が発行する「り災証明書」	

※ 融資あっ旋を使用のこと。

5 返済猶予措置

り災した中小企業者等からの申出により、既往債務（東京都制度融資の融資残額）について返済猶予を個々の状況に応じて取り扱いますので、借受先金融機関の窓口で御相談ください。

6 利子補給制度

責任共有利率が適用される借受者に対しては、別途、東京都が融資額全額について0.2%（責任共有利率と全部保証利率との金利差相当分）の利子を補給します。利子補給期間は、貸付後10年間を限度とします。

また、三池・沖ヶ平地区で事業を再開し、災害復旧資金融資を利用される場合については、引き続き全部保証利率相当分について利子補給します。

なお、利子補給には別途申請が必要となります。

7 その他

融資のご利用については、4（2）の各機関に御相談ください。

（問い合わせ先）

東京都三宅支庁産業課 04994（2）1312
東京都産業労働局金融部金融課 03（5320）4877